

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年8月12日

【四半期会計期間】 第172期第1四半期(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

【会社名】 西日本鉄道株式会社

【英訳名】 Nishi-Nippon Railroad Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 竹島和幸

【本店の所在の場所】 福岡市中央区天神一丁目11番17号

【電話番号】 福岡(092)734 - 1553

【事務連絡者氏名】 総務部法務課長 馬場宏明

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区有楽町二丁目10番1号 東京交通会館6階
西日本鉄道株式会社東京事務所

【電話番号】 東京(03)5208 - 8311

【事務連絡者氏名】 所長 吉田透

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第171期 第1四半期 連結累計期間		第172期 第1四半期 連結累計期間		第171期	
	自 至	平成22年4月1日 平成22年6月30日	自 至	平成23年4月1日 平成23年6月30日	自 至	平成22年4月1日 平成23年3月31日
営業収益 (百万円)		77,083		77,166		323,891
経常利益 (百万円)		2,168		2,353		9,187
四半期(当期)純利益 (百万円)		716		561		5,782
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)		25		609		3,908
純資産額 (百万円)		104,066		106,010		106,604
総資産額 (百万円)		400,164		397,810		396,950
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)		1.81		1.42		14.63
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)				1.42		14.62
自己資本比率 (%)		25.4		26.0		26.3

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 営業収益には、消費税等は含まれていません。
3. 第171期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。
4. 第171期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しています。

2 【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社75社及び関連会社9社で構成されています。

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等はありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、新たに決定又は締結した経営上の重要な契約等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、東日本大震災の影響により、生産や輸出が減少するとともに、企業活動や消費マインドが低下する等大きく悪化しました。足元では回復の動きがあるものの、資源価格の上昇や電力供給に対する不安等もあり、厳しい状況のまま推移しました。

当第1四半期連結累計期間の営業収益は77億6千6百万円（前年同期比 0.1%増）、営業利益は24億7千4百万円（前年同期比 7.6%増）、経常利益は23億5千3百万円（前年同期比 8.5%増）、四半期純利益は、5億6千1百万円（前年同期比 21.7%減）となりました。

	当第1四半期 連結累計期間 (百万円)	前第1四半期 連結累計期間 (百万円)	増減額 (百万円)	増減率 (%)
営業収益	77,166	77,083	83	0.1
営業利益	2,474	2,298	175	7.6
経常利益	2,353	2,168	185	8.5
四半期純利益	561	716	155	21.7

各セグメントの業績は次のとおりです。

セグメントの名称	営業収益			営業利益		
	当第1四半期 連結累計期間 (百万円)	前第1四半期 連結累計期間 (百万円)	増減率 (%)	当第1四半期 連結累計期間 (百万円)	前第1四半期 連結累計期間 (百万円)	増減率 (%)
運輸業	20,986	21,443	2.1	1,136	1,132	0.3
不動産業	10,696	10,990	2.7	1,691	1,631	3.7
流通業	17,360	18,047	3.8	249	283	12.1
物流業	18,055	16,419	10.0	323	195	64.9
レジャー・サービス業	7,963	8,165	2.5	463	277	-
計	75,062	75,066	0.0	2,936	2,966	1.0
その他	9,234	9,716	5.0	388	536	-
調整額	7,130	7,700	-	74	131	-
合計	77,166	77,083	0.1	2,474	2,298	7.6

なお、「第2 事業の状況」について、特に記載のない限り消費税等抜きで記載しています。

運輸業

鉄道事業等で、東日本大震災による出控えの影響があったほか、貸切バス事業での規模縮小等もあり、営業収益は209億8千6百万円（前年同期比 2.1%減）、営業利益は11億3千6百万円（前年同期比 0.3%増）となりました。

なお、旅客人員は鉄道事業で1.8%減（前年同期比）、バス事業（乗合）で0.1%増（前年同期比）となりました。

業種別営業収益

業種別	当第1四半期 連結累計期間 (百万円)	前第1四半期 連結累計期間 (百万円)	増減率 (%)
鉄道事業	5,581	5,715	2.4
バス事業	15,267	15,707	2.8
タクシー事業	1,016	1,075	5.5
運輸関連事業	1,115	1,139	2.2
消去	1,994	2,194	-
計	20,986	21,443	2.1

バス事業の内部取引を除くと1.6%の減となります。

不動産業

不動産分譲事業で、当連結会計年度の販売計画が主として第3四半期以降であること等により販売戸数が減少し、営業収益は106億9千6百万円（前年同期比 2.7%減）、営業利益は16億9千1百万円（前年同期比 3.7%増）となりました。

業種別営業収益

業種別	当第1四半期 連結累計期間 (百万円)	前第1四半期 連結累計期間 (百万円)	増減率 (%)
不動産賃貸事業	6,487	6,454	0.5
不動産分譲事業	2,495	2,836	12.0
その他不動産事業	2,246	2,224	1.0
消去	533	524	-
計	10,696	10,990	2.7

流通業

スーパーマーケット事業で、競合店の影響や東日本大震災後の消費マインドの低下等もあり、営業収益は173億6千万円（前年同期比 3.8%減）、営業利益は2億4千9百万円（前年同期比 12.1%減）となりました。

業種別営業収益

業種別	当第1四半期 連結累計期間 (百万円)	前第1四半期 連結累計期間 (百万円)	増減率 (%)
ストア事業	17,373	18,053	3.8
消去	12	6	-
計	17,360	18,047	3.8

物流業

国際物流事業で、販売単価の改善や海外子会社での取扱高の増加等により、営業収益は180億5千5百万円（前年同期比 10.0%増）、営業利益は3億2千3百万円（前年同期比 64.9%増）となりました。

業種別営業収益

業種別	当第1四半期 連結累計期間 (百万円)	前第1四半期 連結累計期間 (百万円)	増減率 (%)
国際物流事業	18,113	16,253	11.4
国内物流事業	2,302	2,295	0.3
消去	2,360	2,128	-
計	18,055	16,419	10.0

レジャー・サービス業

旅行事業での需要の減少や、ホテル事業で東京地区を中心に稼働率が低下する等、東日本大震災の影響等により、営業収益は79億6千3百万円（前年同期比 2.5%減）、営業損益は4億6千3百万円の営業損失となりました。

業種別営業収益

業種別	当第1四半期 連結累計期間 (百万円)	前第1四半期 連結累計期間 (百万円)	増減率 (%)
ホテル事業	3,704	3,706	0.1
旅行事業	835	1,109	24.7
娯楽事業	919	916	0.3
飲食事業	977	1,036	5.7
広告事業	1,698	1,576	7.7
その他サービス事業	1,075	992	8.4
消去	1,247	1,173	-
計	7,963	8,165	2.5

ホテル事業の内部取引を除くと1.9%の減となります。

その他

前連結会計年度におけるバス車体製造事業の廃止等により、営業収益は92億3千4百万円（前年同期比 5.0%減）、営業損益は3億8千8百万円の営業損失となりました。

業種別営業収益

業種別	当第1四半期 連結累計期間 (百万円)	前第1四半期 連結累計期間 (百万円)	増減率 (%)
ICカード事業	149	140	7.0
車両整備関連事業	6,142	6,820	9.9
建設関連事業	2,585	2,011	28.5
金属リサイクル事業	1,023	1,290	20.7
消去	665	546	-
計	9,234	9,716	5.0

(2) 財政状態

当第1四半期連結会計期間末の財政状態は次のとおりです。

(資産)

資産は、受取手形及び売掛金が減少した一方、販売土地及び建物や繰延税金資産の増加等により、前連結会計年度末に比べ8億5千9百万円増加し、3,978億1千万円となりました。

(負債)

負債は、支払手形及び買掛金が減少した一方、賞与引当金やその他の流動負債の増加等により、前連結会計年度末に比べ14億5千3百万円増加し、2,917億9千9百万円となりました。

(純資産)

純資産は、配当による利益剰余金の減少等により前連結会計年度末に比べ5億9千3百万円減少し、1,060億1千万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えます。

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、当社株式の買付けを行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

基本方針実現のための取り組みの具体的な内容の概要

ア．基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

変化の激しい時代において、当社が企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくためには、地域の交通機関として利用者及び地域社会に支持され、より存在感のある企業グループとして発展していくことが必要です。そのために、当社は、「『出逢いをつくり、期待をはこぶ』事業を通して、“あんしん”と“かいてき”と“ときめき”を提供しつづけ、地域とともに歩み、ともに発展します。」という「にしてつグループの企業理念」に基づき、お客さまの期待に応え、何より安全で、良質なサービスを提供し続けていくこと、人間性を尊重し、人を活かし育む「人を活かす経営」を実践していくこと、時代の要請を的確にとらえ、社会の共感を得られる新しい事業価値を創造していくこと、個性や自立性を尊重し、連携、協働しあってグループの総合力を発揮していくことに努めております。

当社は、創立100周年を迎えた平成20年度に、「にしてつグループの企業理念」のもと、およそ10年後に目指すグループ像として長期的な経営の方向性を描いた「にしてつグループ将来ビジョン2018『弛まぬ変革』 - 高品質・高付加価値の追求 -」（以下「にしてつグループ将来ビジョン2018」といいます。）を制定し、次の新しい時代へ向けた持続的な発展を目指しております。本ビジョンのタイトルに「弛まぬ変革」と掲げているとおり、当社グループは、お客さまへの高品質な価値の提供と付加価値創造力の向上を目指し、環境の変化に対応して弛まぬ変革を続けてまいります。

当社は、平成22年度からの3年間をにしてつグループ将来ビジョン2018実現に向けた初期段階と位置付け、平成22年3月に3ヵ年計画である「西鉄グループ第12次中期経営計画」（以下「第12次中期経営計画」といいます。）を策定しました。「変革に挑む西鉄グループ」のビジョンのもと、株主・お客さま等のステークホルダーを重視しながら、時代に適応した事業の構造転換と、新たな事業価値の創造に取り組むことで、次の段階の事業の成長と企業価値向上のための「基盤づくり」を行います。また、CSR経営を継続的に推進し、安全・リスク・環境マネジメントの取り組みや、お客さま満足の向上を推進してまいります。

そのほか、当社では、株主の皆様に対する経営陣の責任の所在を明確化するため、取締役の任期を1年としているほか、従来より業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役を2名選任しております。また、当社の監査役4名のうち3名は独立性がある社外監査役です。当社は、このように、社外取締役と社外監査役による当社経営に対する監督・監視機能の充実を図り、透明性の高い経営を実現するなど、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っております。

イ．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、平成21年4月30日開催の取締役会において、株主の皆様の承認を条件として、「当社株式の大量取得行為に関する対応策」を従前の内容を一部変更のうえ更新することを決議し、同年6月26日開催の第169期定時株主総会（以下「第169期定時株主総会」といいます。）において、当該対応策を更新することの承認を得ております（以下、変更後の当該対応策を「本プラン」といいます。）。

本プランは、当社株券等の大量取得行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報や時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランは、当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得または当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割

合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け等（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が、後述する新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付者等には、買付等の開始または実行に先立ち、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面等を当社に対して提出していただきます。その上で、買付者等には、買付等の内容の検討に必要な情報等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に提出していただきます。当社の社外取締役等から構成される独立委員会は、買付説明書の記載内容が必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、追加的に情報を提供するように求めることがあります。また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める回答期限（原則として60日を上限とします。）内に、買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）等の提出を求めます。その後、独立委員会は、原則として最長60日が経過するまでの間（一定の場合には、原則として30日を上限として延長ができるものとします。）、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、代替案の検討、買付者等と協議・交渉等を行います。

独立委員会は、買付等が所定の要件（本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合等を含みます。）のいずれかに該当し、かつ新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合、原則として、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。なお、独立委員会は、一定の場合には、予め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

本新株予約権は、所定の行使価額（当社株式1株の時価の2分の1の金額から1円の範囲内で当社取締役会が定めます。）を払い込むことにより、原則として当社株式1株を取得することができるものです。また、本新株予約権は、一定の例外事由が存する場合を除き、買付者等及び買付者等と一定の関係を有する者その他所定の者（以下「非適格者」といいます。）による権利行使が認められないという行使条件が付されています。また、当社が非適格者以外の者から当社株式と引き換えに未行使の本新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当社がかかる条項に基づき本新株予約権を取得する場合、本新株予約権1個と引き換えに、原則として当社株式1株が交付されます。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権無償割当ての実施または不実施等の決議を行うものとします。また、当社取締役会は、所定の場合には、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとし、この場合、当社取締役会は、株主総会の決議に従い、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する決議を行うものとします。当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令または金融商品取引所の規程等に従い、所定の事項について、速やかに情報開示を行います。

本プランの有効期間は、第169期定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において、本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限の取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の第12次中期経営計画、にしてつグループ将来ビジョン2018及びコーポレート・ガバナンスの強化のための上記施策は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに上記基本方針の実現に資するものです。したがって、これらの取り組みは、上記基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

本プランは、上記 イ. に記載のとおり、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、同じく基本方針に沿うものです。また、本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を全て充足していること、第169期定時株主総会において株主の承認を得たうえ更新されたものであること、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては独立委員会による勧告を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家等を利用することができることとされていること、本プランの内容として発動に関する合理的かつ客観的な要件が設定されていること、有効期間が約3年間と定められたうえ、株主総会または取締役会によりいつでも廃止できるとされていること、さらに、当社取締役の任期は1年とされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,000,000,000
計	1,000,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	396,800,930	同左	東京証券取引所 (市場第一部) 福岡証券取引所	単元株式数は1,000株です。
計	396,800,930	同左		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日		396,800		26,157		12,914

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,824,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 392,125,000	392,125	
単元未満株式	普通株式 2,851,930		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	396,800,930		
総株主の議決権		392,125	

【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 西日本鉄道株式会社	福岡市中央区天神一丁目 11番17号	1,824,000		1,824,000	0.46
計		1,824,000		1,824,000	0.46

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は次のとおりです。

役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役 執行役員 ストア計画室、観光交流推進 室、西鉄グループ観光 委員会担当	取締役 執行役員 観光交流推進室、西鉄グルー プ観光委員会担当	築 嶋 俊 之	平成23年7月1日

(注) 前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの取締役が兼務しない執行役員の異動は、次のとおりです。

上中哲次 新役名及び職名 事業創造部、ICカード事業部担当

旧役名及び職名 事業創造部、サービス・流通事業室、ICカード事業部担当

異動年月日 平成23年7月1日

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しています。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けています。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	26,589	27,154
受取手形及び売掛金	² 25,002	23,293
有価証券	3	3
販売土地及び建物	14,935	16,589
商品及び製品	3,201	3,113
仕掛品	991	1,522
原材料及び貯蔵品	1,806	1,948
繰延税金資産	3,312	4,262
その他	3,816	4,395
貸倒引当金	161	142
流動資産合計	79,496	82,139
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	157,185	156,893
機械装置及び運搬具（純額）	16,955	15,748
土地	86,959	87,043
建設仮勘定	9,078	9,301
その他（純額）	5,126	5,126
有形固定資産合計	275,306	274,114
無形固定資産		
のれん	³ 786	³ 727
その他	8,289	7,947
無形固定資産合計	9,076	8,675
投資その他の資産		
投資有価証券	20,045	19,569
繰延税金資産	8,684	8,870
その他	5,008	5,112
貸倒引当金	667	671
投資その他の資産合計	33,071	32,881
固定資産合計	317,454	315,671
資産合計	396,950	397,810

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	31,143	27,204
短期借入金	38,406	38,006
未払消費税等	1,041	1,229
未払法人税等	1,743	2,127
前受金	3,944	4,336
賞与引当金	4,366	6,940
その他の引当金	137	489
その他	17,658	19,133
流動負債合計	98,441	99,466
固定負債		
社債	57,000	57,000
長期借入金	80,659	80,896
繰延税金負債	955	940
退職給付引当金	14,446	14,798
その他の引当金	497	361
長期預り保証金	35,929	35,855
その他	2,416	2,481
固定負債合計	191,904	192,333
負債合計	290,346	291,799
純資産の部		
株主資本		
資本金	26,157	26,157
資本剰余金	12,920	12,920
利益剰余金	65,240	64,616
自己株式	650	652
株主資本合計	103,667	103,042
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,015	1,807
繰延ヘッジ損益	2	1
為替換算調整勘定	1,383	1,230
その他の包括利益累計額合計	634	575
新株予約権	62	83
少数株主持分	2,239	2,309
純資産合計	106,604	106,010
負債純資産合計	396,950	397,810

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
営業収益	77,083	77,166
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	68,634	68,720
販売費及び一般管理費	6,150	5,972
営業費合計	74,785	74,692
営業利益	2,298	2,474
営業外収益		
受取利息	10	11
受取配当金	332	316
持分法による投資利益	15	11
雑収入	531	312
営業外収益合計	889	651
営業外費用		
支払利息	740	695
雑支出	279	76
営業外費用合計	1,019	771
経常利益	2,168	2,353
特別利益		
固定資産売却益	87	84
受託工事金受入額	30	-
工事負担金等受入額	5	45
その他	0	-
特別利益合計	124	129
特別損失		
固定資産圧縮損	34	46
固定資産除却損	-	48
減損損失	11	13
独禁法関連引当金繰入額	-	378
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	280	-
関係会社整理損失引当金繰入額	88	-
その他	114	216
特別損失合計	529	702
税金等調整前四半期純利益	1,763	1,779
法人税、住民税及び事業税	2,013	2,168
法人税等調整額	1,006	1,012
法人税等合計	1,007	1,156
少数株主損益調整前四半期純利益	755	623
少数株主利益	39	62
四半期純利益	716	561

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	755	623
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	836	207
繰延ヘッジ損益	9	4
為替換算調整勘定	60	190
持分法適用会社に対する持分相当額	4	7
その他の包括利益合計	780	13
四半期包括利益	25	609
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	84	502
少数株主に係る四半期包括利益	59	107

【会計方針の変更等】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用) 当第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しています。 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しています。 なお、これによる影響については「1株当たり情報に関する注記」に記載しています。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しています。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

当企業集団は下記の会社等の借入金及び営業取引に係わる債務に対し、次のとおり保証及び保証予約等を行っています。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
(保証債務)		
新栄町商店街振興組合	163 百万円	163 百万円
NNR・グローバル・ロジスティクス(M)	0 百万円	0 百万円
小計	163 百万円	163 百万円
(保証予約等)		
西日本鉄道住宅会	860 百万円	797 百万円
合計	1,024 百万円	961 百万円

2 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
受取手形割引高	60 百万円	百万円

3 のれん及び負ののれんの表示

のれん及び負ののれんは、相殺して表示しています。相殺前の金額は次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
のれん	807 百万円	746 百万円
負ののれん	21 百万円	18 百万円
差引	786 百万円	727 百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりです。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
減価償却費	5,178百万円	4,791百万円
のれんの償却額	80百万円	58百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,185	3.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,184	3.00	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他 (注)	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	運輸業	不動産業	流通業	物流業	レジャー・ サービス業	計			
営業収益	21,443	10,990	18,047	16,419	8,165	75,066	9,716	7,700	77,083
セグメント利益 又は損失()	1,132	1,631	283	195	277	2,966	536	131	2,298

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ICカード事業、車両整備関連事業、建設関連事業及び金属リサイクル事業を含んでいます。

2 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	2,966
「その他」の区分の利益	536
セグメント間取引消去	103
全社費用(注)	234
四半期連結損益計算書の営業利益	2,298

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない親会社の管理費です。

当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他 (注)	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	運輸業	不動産業	流通業	物流業	レジャー・ サービス業	計			
営業収益	20,986	10,696	17,360	18,055	7,963	75,062	9,234	7,130	77,166
セグメント利益 又は損失()	1,136	1,691	249	323	463	2,936	388	74	2,474

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ICカード事業、車両整備関連事業、建設関連事業及び金属リサイクル事業を含んでいます。

2 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	2,936
「その他」の区分の利益	388
セグメント間取引消去	173
全社費用(注)	247
四半期連結損益計算書の営業利益	2,474

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない親会社の管理費です。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりです。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	1円81銭	1円42銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	716	561
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	716	561
普通株式の期中平均株式数(千株)	395,216	394,980
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-	1円42銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	295
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度から重要な変動があったものの概要	-	-

(注)前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(会計方針の変更)

当第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)を適用しています。

潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しています。

なお、本会計基準の適用による影響はありません。

(重要な後発事象)

当第1四半期連結累計期間
(自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)

(株式報酬型ストックオプションの割当)

当社は、平成23年7月21日開催の取締役会において、下記のとおり株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行する旨を決議しました。

なお、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に記載の内容は、平成23年8月5日付で確定したものです。

新株予約権の数(個)	344 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	344,000 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり 1円
新株予約権の行使期間	平成23年8月6日から平成53年8月5日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 263円 資本組入額 132円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

- (注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。
- 2 平成23年7月21日(以下、「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$
- また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。
- なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- 3 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り、新株予約権を行使することができる。
- 上記に関わらず、新株予約権者は、以下の()または()に定める場合(ただし、()については、後記(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ()新株予約権者が平成52年8月5日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成52年8月6日から平成53年8月5日
- ()当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間

当第1四半期連結累計期間
(自平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 - 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 - 再編対象会社の普通株式とする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 - 組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(注)2に記載の内容に準じて決定する。
 - 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - 再編後払込金額 = 交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円
 - 新株予約権を行使することができる期間
 - 新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - 別途決定する。
 - 譲渡による新株予約権の取得の制限
 - 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - 新株予約権の取得条項
 - 別途決定する。
 - その他の新株予約権の行使の条件
 - 前記(注)3に準じて決定する。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月12日

西日本鉄道株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森	行	一	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	東	能	利	生
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐	藤	宏	文

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている西日本鉄道株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、西日本鉄道株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しています。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。